

海外社会保障情報 No. 47



September 1979

社会保障研究所

食糧スタンプ制度の審議をめぐって (アメリカ)

ニュー・フロンティアの最盛期に、生産過剰のため市場を見出せない農夫達を援助する目的の小規模なプログラム（政府が農業生産物を購入し、それを貧困家庭に分配する）が、8つの地域社会で開始された。

この小規模な構想から、やがて巨大な政府行政が育った——すなわち、今日の食糧スタンプ制度である。

食糧スタンプ制度は「1964年食糧スタンプ法」によって連邦の所管事項とされ、その目的は、扶助の対象の低所得世帯の栄養状態を改善し、低所得世帯の食糧購買力を援助することによって家庭用食糧の市場を拡大することであった。当初の扶助の仕組みは、購買価格以上の価格のスタンプまたはクーポンを低所得世帯に購入させる、そして例えば、25ドルで購入したスタンプで50ドル相当の食糧が市場で求めうる、という工合である。

このように、当初、低価で分配した食糧スタンプが、後述するように無料で与えられるようになり、同プログラムの連御負担は次第に大きく膨張してしまった。

食糧スタンプ制度の今日的問題

最近、上院は、食糧スタンプ・プログラムのために、現会計年度に6億2000万ドル追加あることを同意した。これで食糧スタンプ・プログラムの年予算額は70億ドルに達することになり、この連邦資金は、いかなる定義に基づいても

貧困者とされる者がほとんどを占める。同プログラムの被扶助者約1,900万人の食事を改善することに当てられることになる。

1960年代に貧困追放のため、暫定的試みとして出発した同制度は、いまだ健在で、しかもますます巨大化しつつある。

Field 財団のニューヨークにある公的政策の調査機関が最近発表した報告によれば、食糧スタンプ制度は、過去10年において、栄養不良を減らすという目的からは「決定的な相異」を作り上げたという。

事実、同プログラムが、当初の目的である貧困家庭の栄養改善からは、はるかに遠く隔って成長したことは衆目の一致するところである。連御農務省食糧・栄養部のロバート・グリーンスタイン部長は「これは巨大な公的扶助プログラムとなり、所得維持のための主要なものとなつたことに間違いない」と語った。

だが、ニューヨーク州選出の民主党の下院議員で、同プログラム検討小委員会のフレッド・リッチモンド委員長は、同プログラムを「連邦政府により運用される一つの最も良い社会福祉プログラムである」といっている。この讃辞は連邦議会の一致した声ではなく、若干の保守派は、これを納税者の税金の一大浪費のプログラムで、生産的労働に従事するという各人の基本的欲求を阻害する「ほどこし」とみている。

しかしながら、リベラル派の視点にたてば、食糧スタンプ・プログラムは、まだまだ十分ではないという。現行制度は被扶助資格者のわずか約60%を支えるにすぎないというのである。彼等は経費のことを問題にしていない。いずれにせよ、アメリカ国民の大半は、同制度が発足後すでに15年経過しており、暫定的であった法制定の目的からも、ここらでやめたらどうだ、という考え方のようである。

アイオワ州選出の共和党のチャールズ・グラッセリ下院議員は、「食糧スタンプ制度廃止を今さら云々する者は馬鹿だ。これは、今や、わが国の社会保障制度の一環となっている」と述べた。

かくして、食糧スタンプ制度の将来は、清算しようとする考え方からは程遠く、現在の主要なテーマは、方向転換の規模とプログラムの費用に関するものである。

連邦支出上昇の誘因

1977年に連邦議会は、食糧スタンプ制度の被扶助者がスタンプを得るために現金をもつて購入しなければならない要件を削除した。それまでは、被扶助者は50ドル相当の食糧スタンプを得るために25ドルで購入しなければならなかつた。

この改正によって、貧困世帯は無料で25ドル相当の食糧スタンプを得ることができ（家族の規模により、スタンプの額は異なる），昨年だけで約300万人の新規被扶助者が加わった。この新規の被扶助者の大半は、貧困であるため、旧制度下では、スタンプ購入のための現金をもちあわせない老人また郡部の者たちであった。

同時に連邦議会は、1981年までの各会計年度に、連邦支出の上限を置くという連邦の食糧購入要件をも削除した。

しかし、被扶助者数の増加に加えて、食糧の価格の驚くべき上昇は膨大な経費を要し、連邦財政を圧迫する破目となつた。そしてこれが前述した6億2000万ドル追加に上院が踏み切った真の理由でもある。来年の不足分はより大きなものとなろう。

現在連邦議会に提出されている関係立法案は、同プログラムの被扶助者で過重な医療費に悩む人々、とくに老人を援助しようというものであるが、これら立法の経費は、アメリカ経済が悪化し、失業が増加したならば、インパクトは一層ひどくなるであろう。失業率が1%上昇するたびに、食糧スタンプ制度の被扶助者数は50万から75万人増えている。

全てのことから、連邦支出が数10億ドルオーバーすることが見込まれる。これに対し、連邦議会が予備費で対処しなければ、給付は大幅に切下にならう。

別の観点からいえば、食糧スタンプ制度の審議は、貧困者についての容易ならざる偏見とモラルの変動への怖れを反映しているといえよう。同プログラムの反対者たちは、これはストライキする労働者、豊かな学生、町のヒッピー達を援助するものだと攻撃している。一方、同プログラムの支持者たちは、これらのグループは被扶助者全体の1%以下であると主張し、近年成立した多くの改正立法によって、一般の貧困者への締めつけが厳しくなっていると語っている。

未解決の問題

食糧スタンプ制度反対者が、しばしば、攻撃する標的は「同制度の不正と乱用」である。全食糧スタンプの約10%が不法に入手されていることを各調査が指摘した。このため、同制度の不正対策を強化し、浪費をなくすための法案が提出されている。

また同プログラムに関する周知の批判は、食糧スタンプでもって被扶助者が購入するものを政府が何等規制しない、ということである。その結果、多額の連邦資金がガラクタ食品を購入するために費消されることになる。Field財団の調査は、多くの貧困世帯は、食品と栄養に関する知識を全くもち合わせていないことをも報告している。しかし、それならば、このために何をしなければならないか、という疑問が残る。

アイダホ州選出の共和党のスティーブ・シムズ下院議員は、連邦政府は、納税者の税金の使途を規制し、被扶助者がガラクタ食品を購入することを禁止すべきであると主張している。

だが一方、多くの貧困世帯の女子は、1日中、戸外で労働してきて、豊かな家庭が好む手間のかからない便利な食品を必要としているようである。

ともかく、Field財団の調査機関の確認事項である「同プログラムは、過去15年にわたって行われてきた最も効果的な貧困追放の努力であるとは云われない」ということについては、食糧スタンプ制度を批判する者達ですらも、真

底から挑戦する気になれないでいる。

The New York Times, Weekly Review, July 29, 1979.

(藤田貴恵子 参議院・社会労働委員会調査室)

危機に立つ年金制度

(西ドイツ)

(年金制度の「最先進国」である西ドイツで、最近年金制度の行詰りを危ぶむ声が高くなってきた。Die Welt 紙はこの6月6日付から数日間にわたってこの問題をとりあげ、Albert Müller記者が詳細な解説をしている。連載記事なので全文を紹介できないが、以下その要点の一部を記す)

年金財政は「平均して発展すれば」中期的にも、さらに1993年まで長期的にも、確保されていると1979年の年金調整報告は述べ、これは3月28日政府の承認を受けた。この場合拠出は1981年1月1日まで18.5%に上げられ、同時に年金調整率は1979年から81年までの間全体の賃金の増加水準以下に抑えられているという。

しかしこの平均的発展とは何をいうのだろうか。調整報告の基礎となっているところは、次の3つの仮定による9つのモデル計算である。すなわち、所得について、毎年5、6、7%の賃金上昇。就業者について、毎年0.3、0.5、0.7%の増加の場合を仮定すると、年金保険の財政は1990年代までは確保されるはずである。ところが実際には今すでにこの中位の賃金上昇見通しは危ないので。年金調整報告をした社会諮問委員会では、その答申に賃金上昇率が長期的には5%以下としている上、将来賃金協定に当って、休暇の増加、労働時

間の短縮、その他の労働条件の改善が当然日程に上ってくることを指摘している。

結局将来の就業者数、それによる拠出率の増加を考え合わせると、連邦が年金保険に補助しない限り保険給付はできないことになり、年金保険の総支出の3分の1は連邦補助によることになる。ところが現在この補助は年金保険の支出の17%で、とても33%に達するはずはない。一方今年の年金保険の支出は、1978年の990億マルクに対し、初めて1千億マルクをこえて1,037億になっているのである。

一方就業者数についても、政府の楽観的を見通しに拘らず、ドイツ経済研究所は1985年について200万の失業者を予測しており、経済成長は自力ではこの失業増加を阻止する力がないと認めている。こうして年金財政の長期的安定を約束している政府見通しは、賃金の面からも就業者数の面からも、非常に薄弱な根拠に立っているのである。

(以上のように分析した後Müller記者はこれに対するポン財政租税研究所の提案を紹介している)。

研究所は年金保険の財政が重大な危機にあることを認める。1975年以後赤字が増大しているほか、さらに重度障害者の選択制老齢限度の低下(つまり早期の年金受給開始)、出産休暇、労働時間の短縮、女性の社会保障の新規定、人口の年齢構成の変化のため負担の増大が見込まれる。これについては国(連邦)の援助によるしかないが、連邦補助金は縮少されこそすれ、拡大の見込みはないのである。

それ以外には社会保険年金の課税の強化(年金支給の際保険機関が税金分を差引く)、年金受給者の疾病保険費用の分担(年金支給の際拠出分を控除する)、個人もしくは同一世帯での多数の社会給付の制限(いくつかの競合的給付の整理または課税強化)がある。老人保障について研究所が提案しているのは、公務員の過重扶助(Uber-versorgung)の整理で、これにより連邦、州、市町村は年間ほぼ10億マルクを節約できるはずである。公務員の中には勤らいでい

る時よりも退職してからの方が収入が増える者があるといわれており、最終の純所得の状態を考慮して、付加的扶助の給付は削減ないし廃止しなければならない。

(以上のはか、労働促進のため失業手当の削減その他、戦争儀性者援護の問題、その他特に医療費について、及び上に簡単にふれた人口の老齢化の問題、男女の平等とそれによる女子の社会保障費の増加について、詳しい解説をしている。

Die Welt, 6~10. Juni, 1979.

(安積 銳二 国立国会図書館)

非就業主婦に出産手当を

(西ドイツ)

就業している婦人と、職業についていない一般の主婦と社会給付に当つて差別するかどうか、ということは、西ドイツではひとつの政治的な問題になつてゐるが、Baden-Württemburg州ではこれについて最近新しい例を示した。

同州では9月1日から就業していない母親に対し、一定の条件をみたし、一定の収入以下であれば、出産の場合2,000マルクの一時金を家族手当 Familiengeldとして支給することになったのである。

これにより職業をもつ婦人ともたない婦人は平等の権利を与えられたことになる。連邦議会は本年7月1日から就業婦人の出産休暇を2か月から6か月に延長し、それと共に出産手当を月額750マルク給付することを定めたが、Baden-Württemburg州政府によると連邦のこの措置は就業していない婦人に対する不当な差別であり、同州の今回の家族手当が連邦全体に及ぶことで、この差別

は解消されることになろう、と述べると同時に、連邦の措置を非就業婦人にも及ぼし、出産後6か月間月500マルクを給付することを予定している。

州政府の計算では州内で毎年2万7,000世帯が家族手当を受けるはずで、このための負担は1979/80年度で約6千万マルクに達するという。

家族手当は9月1日以後出産し、それまでに1年以上同州に居住する就業していないすべてのドイツ人及び外国人の婦人に対して、無税でかつ一定の所得限度をおいて無利子の補助として、支給される。純所得が夫婦の場合、連邦社会扶助法の「基準及び増加需要」の3倍を、また単身の母親の場合4倍をこえておれば支給されない。だから1子の家族だと月額最高2,800マルク、2子だと3,300マルク、3子だと3,800マルク以内を得ることになるわけである。

Frankfurter Allgemeine Zeitung, 21. Juli

(安積 銳二 国立国会図書館)

「国民保健サービスに関する 王立委員会」報告 (イギリス)

久しく待望されていた、「国民保健サービスに関する王立委員会」(Royal Commission on the National Health Services)報告(490頁に及ぶ)が公表された。この委員会は、1976年5月に労働党政権によって設置され、プリストル大学副学長 ALeC Merrison 噴を長とする。

この報告の二つの重要なポイントは次のとおりである。第1点は、現行の国民保健サービス(N H S)の財源を国庫で賄う方式は持続すべきであり、健康保険方式はうまくゆかないであろう。第2点は、保健・社会保障省の下部運営機関である regional health authorities の責任を強化し、その責任は議会に直結さるべきである。

この委員会の答申の要旨は、「N H S はその支出に相応する価値を有するものではあるが、改革の必要があること、財源調達については、委員会と政府とではその意見を異にする」とするものである。

すなわち、政府は税収に代わる財源を支持し、予算において処方箋料の引上げを意図しているが、本報告では、国民所得の増大に応じて保健支出を増やすべきである——どれだけ支出しても、需要は供給を上まわるとはいえない——とする。

財源調達方式について、保険方式は2つの重要な欠陥を有する、とする。第1に、老人、児童および心身障害者などのグループは不健康状態におかれています、貧困で高い保険料は払えない。だが、これらの人々はN H S 支出の60%以

上をしめている。第2の問題は運営費である。貧しくて保険料を払えぬ者のためのメカニズムを含まねばならない。報告はいう。「われわれは、N H S を保険方式にすることは考えない。市場の利点は勿論あるが、著しい欠陥のあることも明白である」と。

保険方式の部分的導入——これは、保険料が払える比較的裕福な層よりも所得水準の低い層にとってN H S の自由な利用が制限されかねない——はヘルス・ケアの二重システムを造出する。「われわれは、裕福な社会階層が裕福でない階層よりも、よりよいケアを受けられるようなシステムを積極的に奨励するようなことについては重大な留保権を有するものである」とする。

N H S 患者の受益者負担はN H S コストの約1.6%となっている。だが、患者負担の主たる理由は患者によるサービス乱用の抑制である。委員会によると、「この理由は正当かどうか疑わしい。患者が真にそれを必要とする時の受診抑制となることを懼れる」とし、また、「実際に、われわれは、とくに現行制度の不当な患者負担の構造を漸次しかし完全に撤廃すべき正当な理由あり、と信ずるものであり、かつ、そのように勧告する」とする。

保健サービスの領域において、「豊かな者」から「貧しい者」への富の再分配は原則的に健全である。しかし、公正な再分配はいまなお途遠しである。N H S における財源調達方式は、資源の有効利用を図るものとはなっていない。

「効率的な運営のために必要な情報の提供が乏しいか、その多くは不正確または遅すぎて無価値である」

報告は、1974年の国民保健サービス再組織(regional, area, district のそれぞれの health authorities が保健・社会保障省の三段階の管理システムを構成する)を批判する。勧告のポイントは地方運営組織の弾力化である。三段階システムを regional health authority に一本化し、従来からのプランニングなどの責務のほか保健・社会保障省から委任された責務を加えるべきである、とする。しかし、委員会が主張する最もラジカルな改変は regions, 社会サービス大臣および議会との関係にかゝわる提案である。

現在、大臣は議会に対する責任をもち、次官はNHSの全支出について責任をもつ。「これは組織上まったく不適当と思われる」とし、「regionがNHSの細目の運営について責任をもつべきである」とする。「社会サービス大臣や次官は現実には殆んどコントロールし得ない運営の責任をもたされているが、この変則的な立場をやめる必要がある。われわれの見解では、NHSに対する直接の細目の責任はhealth authority自身によって最もよくなしうるものと考える」と。

その他の重要な勧告としては、私的診療、私的ベッドに関するものがある。すなわち、「私的診療は、NHSにとってきわめて不適切である」が、「われわれは、NHSの効率的機能の見地からみて、現在論議の的となっているNHS病院における、有料ベッドの存廃は考察に値しない」とする。私的診療が本制度に与える影響は小さいが、NHSがよく機能していない部門においては重要である。たとえば、イギリスにおける人工妊娠中絶の半数は私的診療であるし、老人のためのナーシングホームも私的診療である。

報告曰く、「NHSは私的部門（医師の選択や時宣をえた入院の便宜など）によって満たされている需要を充足するための努力を増すべきである」と。「入院の待機時間は入院待機者数よりも重要であり、地域差が大きい。病院における快適ベッドについては広告すべきであり、患者とヘルス・スタッフのコミュニケーションの改善がなさるべきである」と。

委員会はつぎのように結論している。「われわれは、われわれの報告が“NHSの転換を図る”といったやゝ猪突盲進的な啓示を期待していた向きには失望を与えるであろうことは十分に承知している。この種の啓示がわれわれの能力でできるかどうかは別として、NHSが英雄的な外科医にしか治せないような致命的な病いに罹っているものではない、と断言できる」と。

The Guardian, July 19 1979

(田 中 寿 国立国会図書館)

社会保障財政、年度半ばで すでに110億の赤字 (フランス)

社会保障制度の赤字を補てんするため、昨年暮れに大幅な保険料引上げが行われた。（本誌№45参照）そのほかの措置によりもたらされた170億の增收のうち110億は保険料によるものであった。従ってここ当分社会保障の財政問題は解決ずみと一般に考えられたのは当然のことであった。ところが最近明らかにされた情報によると、社会保障諸制度は、この6月に112億と推計される穴をあけ、早くも新たな財政難をかかえている。

中央社会保障機関資金部（ACOSS）の最近の会議報告には、のっぴきならぬ内容がもられている。すなわちそれは、前回の保険料引上げでは、1978年度に見られた75億の赤字を減殺できなかったばかりでなく、1979年度に必要となる経費をまかなうのにも不充分であることが明らかになったというものである。

5月末で、必要な財源は60億と推計されていた。この額は、使用者としての国が負担すべき保険料の前払いによって30億に減るであろう。ところが、6月末についての予測によると、1978年12月以降、状況が悪化していることが歴然としてきており、必要となる財源は112億に上るものと思われる。

給付の支払いを保障するため、ACOSSは組合が《手品》と称する操作を考えている。それは、有価証券の換金（しかし、これは2億2,000万にしかならない）および保険料支払期の繰上げなどの操作である。

たしかに、資金需要は月ごとに変化するし、会計年度末には、赤字はなくなるかもしれない。しかし、このように明らかな財政の悪化は、1979年度末に、

社会保障制度が当初予想されたように何十億もの黒字を出すどころか、少くとも10億フランの赤字になることを予測させる。

最後にそしてとくに注目すべきことは、根本的な問題は、収支不均衡が昨年見られた速度以上に深刻な速度で、あらたに増大してくるであろうということである。そうなるべくすると、昨年12月の保険料引上げは、当時はこれでも容易に受け入れられなかつたが、不充分だったのだろうか。この問い合わせに対する説明は、より単純であり、かつより不安な意味合いをもつ。

賃金に基づく保険料率を引上げるだけでは不充分である。それだけではなく、保険料の基礎となる賃金そのもの、およびその賃金を受ける人員の増大がさらに必要なのである。ところが、賃金上昇率の鈍化および拠出者数を減少させる失業の増大が、部分的には財源を涸渇させる一方、出費の方は、少くとも疾病保険に関しては、収入の2倍の早さでふえ続けているのである。

こうした状況を前にして、2つの対応が示されている。その1つは緊急措置を求める組合等の態度である。CGTが保健相に対して、文書で緊急措置を求めているのを始めとして、20ほどの労働組合、左派政党および諸団体は、交渉、使用者の監督強化、保険料の上限撤廃、資本税の創設等を要求している。もう一つは、事態の静観をすすめる政府の態度である。保健省事務当局は、「警戒する理由は全くない。そのうち適当な措置がとられる。」と述べている。当局は、1978年12月に決定された計画の進行、失業率の鈍化、フランス経済の回復等に期待をかけているのである。それは危険なかけであり、おそらく予想よりも早く、社会保障に関して新たに全国民的な論議が必要となるのは避けがたいであろう。CGC（職長総同盟）では医療費等のむだづかいに関する「黒書」を準備中であり、経費節減を強く主張している。フランス経団連も、不安の色をかくさず、警戒の叫びを上げようとしている。

Le Monde 1er Juin 1979

(平山 阜 国立国会図書館)

社会保障こぼれ話

年金の改正

(ハンガリー)

通常、勤労生活から引退した場合、年金制度によって支払われる年金は、喪失所得の部分的な補償となる。ハンガリーは1978年1月に新しい形を採用した。

この改正によれば、男子で60歳、女子で55歳の年金年齢を越えても、年金を受給しないで就労を続ける場合に、年金を増額している。この増額方法では、年金は受給を延期した1年当たり筋肉労働者で7%，非筋肉労働者で3%ずつ増額される。このような増額の場合には、年金に上限が設けられており、従来では、その上限は年金の算出に用いた平均月収の95%であった。しかし、改正により、その上限は100%に引き上げられた。この例では、年金による喪失賃金の補償は、原則として、部分的な補償であるが、年金の受給を延長して、就労を続ける特殊な場合には、100%の補償もあり得ることを示しており、従来の考え方は若干修正されている。

なお、改正では、年金の受給を延期して、就労を続ける場合には、延期した1年目に3日、2年目に6日、3年目に9日、それ以後の年には12日の特殊な有給休暇が認められることになった。

もっとも、年金を受給しながら、常備の雇用で就労することも認められている。しかし、この場合、年金額は上限を設けて制約される。

ILO, Social and Labour Bulletin, No. 3, 1978, p. 280.

(社会保障研究所 平石長久)

貧困線以下の家庭を援助するための新しい制度の実施

(カナダ)

諸外国においては、近年、税制が社会保障制度のある重要な一領域に代わるべきものとみなされてきている。税制を通した福祉的給付と社会保障との調整を考えなおすための努力は、いくつかの国で活発になされている。カナダにおける制度改革もそのひとつである。

カナダでは、1979年の初めに、低所得層を援助するための新しい税制が実施された。伝統的なタイプの税制上の福祉給付——それは低所得で、所得税を納税しない階層を除外していたが——に代って、新たに発足した児童タックス・クレジット制度は、もっとも困窮している低所得家庭に給付を与えるよう計画されたものである。

新しい制度のもとでは、家族手当の支給される18歳未満の扶養児童それぞれに対して、年間200ドル(1米ドル=1.18カナダドル)のタックス・クレジットが支給される。両親の合算所得が18,000ドルを超えるばあいは、18,000ドルを超える分1ドルに対して5セントの割合で、タックス・クレジットは減額される。

児童が2人いる家庭では、所得が18,000ドル以下のはあいは、400ドルの完全給付を受けられるわけである。所得が18,000~26,000ドルのはあいは、減額された給付が受けられ、所得が26,000ドルを超えると給付は0となる。

新しい制度の財源調達のために、政府は家族手当や税制の扶養控除等、有子家庭に対する他の所得維持制度を若干減額することを決めた。これらの改正の

総合的な効果については、もっとも困窮度の大きい190万世帯が受けとる給付は増額され、他方、平均所得より高い所得のある170万世帯の給付は若干減額されることになった。制度改革の意図は、税制における公平の増大および所得保障システムにおける効率の増大を達成することであった。なお、再構成された制度のすべての部分が生計費にスライドすることが決められている。

最近は、このように税制を通した福祉給付の支給方法が改善され、定額の所得控除よりも、むしろ税額控除(あるいはさらにすすんで現金給付)を重視する傾向が諸外国でできている。

LLD, Social and Labour Bulletin,
No.1, 1979. pp. 14

(都村 敦子 社会保障研究所)

ソーシャル・ワーカーの ストライキとシーボーム改革 (イギリス)

昨年(1978年)，燎原の火の如く全国各地に拡がった各地方当局社会サービス部のソーシャル・ワーカーのストライキに対しては，様々な批判や評価が加えられてきた。ここに紹介するのは，ある地方議会議員(地方当局に雇用されているソーシャル・ワーカーを監督する立場にある)が投げかけたひとつの評価である。

一般には，これまで専門的なソーシャル・ワーカーの拡充に同情的であった議員たちも，ソーシャル・ワーカーのストライキ以後は，彼らに対する支出が民間の福祉団体や，ホーム・ヘルプ・サービス等のより具体的なサービスに対する支出よりも果して有益であるのかどうか，疑問を抱くようになってきている。確かに，ソーシャル・ワークの継続的な拡充と専門職化にとって必要な政治的な支持が，この珍しいソーシャル・ワーカーのストライキによって危うくなつたことは事実である。

もともと，ソーシャル・ワーカーが社会的に必要だということは，単純な真実として受け入れられてきたが，その専門性については，弁護士や医師，教師などに比べて，不明確で漠然としているとして，インテリだけでなく，ソーシャル・ワークに共感をもつ人々からさえも疑問視されてきた。しかし，そのような経緯の中で，ともかくも成熟した専門職に向かう流れが加速されたのは，ちょうど10年前のシーボーム報告によってであった。

しかし，ソーシャル・ワーカーのストライキをひき起こすような今日の抗争

状態の根は，実はこのシーボーム報告の内容の不十分さに見出すことができる。とくにその不十分さは，次の2つの点に見出すことができる。

ひとつは，「報告」が提示した対人社会サービスの対象と機能，およびこのサービス体系におけるソーシャル・ワーカーの役割が不明確であったことである。すなわち，「報告」は，社会問題の予防，治療，救済のために，地方当局がより広範な責任を果たさなければならないとして，そのために各地方当局の統合化された社会サービス部において，個人，家族，および彼らが住んでいる地域社会の問題に対して，より統合的，包括的な接近法によりサービスを提供すべきであると提言した。実際，そのような壮大な目的にひかれて，多くの有能で熱心で理想主義的な人々が，社会サービス部に雇用されていった。しかし，統合的，包括的な接近法の具体的な内容が不明瞭で，一貫した理論的な道筋も乏しかつたために，彼らがソーシャル・ワーカーとして具体的に何をすべきかという肝心な点で，ワーカー自身も，また一般の人々も混乱に陥らざるを得なかつたのである。

もうひとつの点は，「報告」があらゆる面でのサービスの無限に近い拡充を想定していたにもかかわらず，その財政的な裏付けを欠いていたことである。すなわち，ソーシャル・ワーカーとして新たに社会サービス部に入ってきた人々は，サービス資源が不断に拡大されるという前提のもとに教育されてきたし，確かにシーボーム改革後の初めの何年間かは，必要な資源の活用が比較的スムーズであった。しかし，この国における以前からの不公平な資源配分のシステムは，結局は「報告」に示されたような際限のない課題に，ソーシャル・ワークが実際にこたえ得るだけの条件を用意しなかった。そのため，ソーシャル・ワーカーは，乏しいサービス資源のやりくりにますます厳しく駆り立てられていかざるをえなくなったのである。そして，統合的アプローチという目的とは裏腹に，社会サービス部内の各部門の間で，サービスの拡充に必要な資金や政治的支持を求めて，競い合いが激しくなり，ソーシャル・ワーカーは，こうした現実の状況に不本意ながら巻き込まれていかざるをえなかつたのである。

以上に見たようなシーポーム改革の欠陥や不徹底が、まだあまり闘争力もない少数者としてのソーシャル・ワーカーをして、あえて長期間のストライキにまで駆り立てていった背景に大きく作用していたのである。彼らのスローガンは、賃上げと労働条件の改善という形をとってはいる。しかし、彼らが求めているものは単にそれだけではないことを知るべきである。彼らが究極的に求めているのは、シーポーム改革によっても結局は不十分にしか行なわれなかつたソーシャル・ワークの地位と尊重に対する社会的認知である。

一方、ソーシャル・ワーカーの側でも、自分たちの仕事がどのようなものであるのかということを、人々が理解できるように、明確に示していく努力を苦心しながら続けていかなければならぬ。

資料： Anne Page, A Member's View of Strike, *Community Care*, April 5, 1979.

(冷水 豊 東京都老人総合研究所)

西ドイツの疾病保険費用抑制法のその後

(西ドイツ)

1. 疾病保険費用抑制法とその効果

西ドイツで1977年7月1日より疾病保険費用抑制法が施行されてから2年が経過したが、この法律による各種の措置は順調に進められており、その効果はいたるところで現われている。まず1975年に、疾病保険費用抑制法を制定するまでの暫定措置として保険者と保険医協会の間で保険医の診療報酬の引上げを1976年と1977年は8%以内に抑えるという合意がみられ、1976年以降疾病保険の費用の伸びはいちじるしく低下した(1976年9.3%, 1977年4.3%)、また、薬剤給付費の伸びもこの法律の制定を警戒してか1976年以降低下した(1976年8.3%, 1977年1.5%)。それまで疾病保険の費用や薬剤給付費は年平均17%前後増加していた。

そして1977年に疾病保険費用抑制法が制定され、この法律に基づき1978年3月に保険者、保険医、労働者、使用者等の代表から成る協調行動会議(Ko-geertigte Aktion)が保険医の診療報酬の引上率と処方薬剤総額の引上率を勧告したことによって、1978年7月1日～1979年6月30日の期間の診療報酬が5.5%(歯科は6.0%)、1978年7月1日～12月30日の期間の処方薬剤総額が3.5%引き上げられた。これらの引上率はこれまでになく低いものであった。この結果、1978年の疾病保険の費用の増加率は5.3%、薬剤給付費の増加率は6.5%となった。

他方、疾病保険費用抑制法に基づき、疾病金庫間の財政調整が実施されてお

り、年金受給者疾病保険の費用については全疾病金庫間で、また財政窮迫疾病金庫の費用については同一州内の同一種類の疾病金庫間で行われている。財政調整は、年金受給者疾病保険の費用については全費用について、財政窮迫疾病金庫の費用については平均所要財源率を5%上回る疾病金庫のその上回る部分の費用について行われる。これによって疾病金庫間の負担格差はかなり解消されてきている。また、疾病保険費用の抑制と疾病金庫間の財政調整によって平均保険料率は1977年、1978年ともに11.4%で上昇していない。

2. 1979年の診療報酬引上げ等

このようにこれまで疾病保険費用抑制法により各種の措置がとられ、かなり大きい効果が現われているが、引き続き1979年3月に保険医の診療報酬の引上げ率、処方薬剤総額の引上げ率などが協調行動会議によって勧告され、1979年1月、4月または7月から実施されている。その勧告の内容はつきのとおりである。この勧告は当事者間であらかじめ合意がみられたものである。

(1) 診療報酬の引上げ

① 保険医とRVO疾病金庫（地区疾病金庫、企業疾病金庫、同業疾病金庫、農業疾病金庫）との間の合意

期間：1979年7月1日～1980年12月31日（6・四半期）

引上げ率：平均3.5%（4・四半期は2.5%）

② 保険医と職員疾病金庫との間の合意

期間：1979年1月1日～12月31日（変更の可能性あり）

引上げ率：4%

③ 保険歯科医協会とRVO疾病金庫との間の合意

期間：1979年4月1日～1980年12月31日（7・四半期）

引上げ率：平均4.0%（4・四半期は3.18%）

④ 保険歯科医協会と職員疾病金庫との間の合意

期間：1979年7月1日～1980年12月31日（6・四半期）

引上げ率：平均4.2%（4・四半期は3.01%）

(2) 処方薬剤総額の引上げ

1979年の処方薬剤総額の引上げは、被保険者1人当たり薬剤費の5.7%引上げの範囲内とする。

(3) その他の勧告

協調行動会議は、診療報酬と薬剤費の引上げについて勧告したほか、病院入院費、治療材料、義歯の給付費などについて勧告を行っている。とくに病院入院費については、①あらゆる可能な合理化を行うこと、②費用抑制効果をもつ構造的改善のための措置を続けること、が勧告されている。

3. 今後の効果

1979年の診療報酬の引上げは、1978年の方針とちがって全疾病金庫について一律ではなく、各種類の疾病金庫ごとに異なって行われているが、全体として1978年の引上げ率より低いものとなっている。このため1979年の疾病保険の費用の伸びは1978年のそれ以下と予想される。ただ、処方薬剤費総額の引上げは1978年の引上げに比べてやや高いので、その分薬剤費の伸びは高まると思われる。いずれにしても疾病保険費用抑制法に基づく措置により、今後も疾病保険の費用は低い伸びを示すものと思われる。

Empfehlungen der Konzertierten Aktion im Gesundheitswesen, Soziale Sicherheit, Mai 1979, S. 102-106.

Vergütungsverträge Ärzte & Zahnärzte und Krankenkassen, Bundesarbeitsblatt, Mai 1979, S. 21-23.

（石本忠義 健保連）

ティトマス以降の ソーシャル・ポリシー (イギリス)

I

ここに紹介するディビッド・ドニソン氏の論文は、故ティトマス教授に代表されるようなソーシャル・ポリシー研究が、急激な経済社会の変化にともなって再検討をせまられているとの観点から、ティトマス教授の時代のソーシャル・ポリシー研究の問題を指摘するとともに、現段階におけるソーシャル・ポリシー研究の課題を提示するものである。

ドニソン氏は、ティトマスとクロスランドに代表されるような、戦後のイギリスの指導的な左派の論客の思想の諸前提を、あらっぽすぎるとことわりながらも、次のように要約している。

1. 経済は成長し人口は増加し続ける。それ自体が問題の解決を意味するとは考えられていないが、議論を展開する際の楽観的な見方の根拠となっていた。

2. 所得の不平等は経済活動を維持してゆく上で不可決ではあるが、ソーシャル・サービスや累進課税の仕組を通して次第に修正されてゆくものであると考えられていた。

3. 部分的には激しい利害対立が存続するとしても、幅広く存在する中間層はますます彼らの考え方を支持するようになると考えていた。

4. したがって、このようなコンセンサスに立脚する政府ならびにそのソーシャル・サービスは進歩をもたらす母体であり、公共サービスによって平等化は進められ、経済成長がそれを加速する動力となる。

5. したがってまた、医師、教師、都市計画官、保健婦、ソーシャル・ワーカー等が社会の発展のない手となる。

6. “ソーシャル”・ポリシーは経済成長の成果の再分配にかかわるものと考えられており、経済運営については経済学者と経済関係政府省庁にゆだねられる。

7. したがってソーシャル・ポリシーの研究はソーシャル・サービスの分野を中心とし、主な学問領域としては歴史学、社会学、心理学がこれに対応する。経済学や政治学は重視されない。

II

ところが1966年ごろよりこれらの前提はことごとく崩れていった。この年に、ストップ・アンド・ゴーの経済政策を解除するとの政府公約は幻想であることが明らかとなり、公共支出には新たな削減措置がとられ、ナショナル・プランは放棄された。

戦後の再建は終りをとげ、道路建設計画や大規模なスラムクリアランス計画も衰退していった。出生率の上昇も1964年までで以後は低下するようになる。

遅ればせながらイギリスも産業の再編に取り組むが、それは効率の悪い工場の閉鎖、熟練労働者の低賃金婦人労働者による代替などを伴ない、産業は全く異なる二つの部分に分化するようになった。そして資本集約的な高賃金産業と労働集約的な低賃金産業とは国際競争市場の中で全く異なる対応を示すようになった。そうした中で犠牲となったのは、女性よりも男性、中年層よりも若年層、非熟練工よりも熟練、半熟練工であった。

こうした変化の主な原因是不況ではなかった。したがって経済が好転したとしても、この変化の方向は逆転しそうにない。

こうした変化の過程で、政府機関、金融業、保健サービス、教育といった成長部門では安定した高賃金、高福祉の雇用が維持され、公共企業体や大企業は日本の企業福祉政策を採用するようになった反面、筋肉労働者を中心とする他の企業の労働者は、こうした恩典から取り残されていった。そして失業、

雇用不安、低賃金の問題が婦人、移民、新規学卒者、低学歴者、非熟練労働者等に集中するようになった。彼らはそれぞれの集団の中でマイノリティーに属し、組織されることもなかった。

労働者階級も1940年代、50年代ではかなり一体化していたが、今また分化しようとしている。同じ失業でも組織労働者と縁辺労働者とではその影響が異なり、社会保障制度もその格差を助長する結果になっている。5分の2の失業者は所得比例補足のついた失業給付を得、税の払戻しを受け、雇主からは剩員整理手当を受けた後すぐ新たな職に就くが、残る5分の3の失業者は長期にわたり公的扶助に依存する。残酷なことには、社会保障の濫用者として非難されるのは後者の方である。

このような傾向の中で社会民主主義者達も多く政治運動にかかわってきた。しかし婦人問題や少数民族の問題にとり組むことによって、彼らの運動は伝統的な急進主義に分裂をもたらすことになった。

もはやティトマスの時代の諸前提は成立せず、経済成長も人口増加も望めない。社会的賃金や税の増加は望めなくなり、より人間的で平等な社会を信じる「イギリスの中間層」も望めなくなっている。しかも失業、低賃金、搾取といった資本主義の諸悪は厳として生き続けているのである。

III

以上のような状況の変化の中で、われわれは次のような点を改めて問い合わせなおす必要があるであろう。

1. 産業の構造上の変化を明らかにするとともに、その影響を個別産業ごとに、またその労働者に及ぼす影響を熟練の違い、性別、年齢別、等々個別に明らかにする。

2. 賃金や企業内福祉など、異なる労働者の間で雇用条件はどのように変化し、またその変化をもたらした要因は何かを分析する。

3. このような傾向が政治上どのような意味を持つかを明らかにする。
 4. そうした政治過程の結果として、社会的賃金はどのように配分されているかを明らかにする。
 5. その結果どういう人々がどの程度不利となるかを示し、
 6. 不利益をこうむる人々がどういう地域に集中しているかを明らかにする。
- これらの政策研究には学際的な研究が必要であることはいうまでもないが、あえて付言するならば、社会学や心理学よりも歴史学や地理学が重要で、また新しい形の経済学や政治学が重要となる。そして研究を進める上での指針としては、1) 恵まれた、豊かな正常な人々についての正しい理解が、そこから落ちこぼれた人々の理解にとって欠かせないこと、2) 経済要因、政治要因、人口要因、社会要因といった異なる諸分野の相互連関、および雇用や賃金が住宅、教育、保健、余暇等々どのような相互規定の関係にあるかに留意すること、3) そして異なる規模の都市社会がどのように関係し合い、小さな地域で解決できる問題がなぜ全国的なレベルでは解決できないかを示すこと、等が重要であろう。

IV

以上のようなソーシャル・ポリシー研究上の課題設定が正しいとすれば、次のような政策提言を導き出すことも可能である。

日本的な企業内福祉政策の推進は奨励されなければならない。その場合には婦人、非熟練労働者等をも含めた政策として実施されることが必要である。

雇用が将来安定するようになるとすれば、雇主に労働者の再訓練を義務づけることが必要である。

イギリスの産業を再編成してゆく場合、資本市場の論理のみにゆだねるべきではなく、労働者の立場から、彼らの技能をどのように生産的に活用するかを配慮しなければならない。市場がこれをなしえない以上、労働集約的な公共投

資がとりわけ都市部を中心にその機能を発揮しなければならない。

選挙民は公共サービスについても、それを担う専門職者についても、不信感を持ち続けるであろう。したがって政府は一般の人々の自活しうる能力にもっと着目し、保育所の増設ばかりでなく、より多くの母親が小グループの私設保育に従事できるよう援助と訓練を与えることが必要である。またいたずらに法律扶助を増加するのではなく、法や訴訟手続を簡素化し、当事者自身が直接または身近な代弁者を通して問題を処理できるよう図らなければならない。

そしてこれらの政策に必要な財源をまかなうには、被扶養者のいない中年世帯に対する増税が必要となる。そして一般原則として特に重要なのは、主だった政策の提案にはそれに要する費用を明示するとともに、それが誰によって負担されるかを示すことであろう。

V

ドニソン氏自身は自らをティトマスの支持者の一人に位置付けている。したがってここでの問題提起も、新しい状況の中でティトマスを再評価するという観点からなされているのである。しかしながら、その問題提起の中には、ティトマスの否定につながりかねない要素も含まれている。ティトマスという主柱を失なった今、イギリスのソーシャル・ポリシー研究はどの方向に進むのであろうか。ティトマスの時代とその業績を評価する上でも今後の動向が注目されるところである。

David Donnison, Social Policy since Titmuss, Journal of Social Policy, Vol. 8, part 2, April 1979,
pp. 145-156.

(一圓光弥 国立公衆衛生院)

東ドイツにおける女性労働の地位

(東ドイツ)

〔マイケル・ゲトラーは、東ドイツにおける社会政策の展開にとって、女性がきわめて重要な役割を果していることを紹介しているが、これは、労働政策と社会政策との関係を考える上で、多くの示唆を与えるものと思われる〕

東ドイツの婦人は、労働者であれ学者であれ、消費者であれ産婦であれ、現在世界中で最も広汎な社会的実験の一つに数えられるものの中心的存在であり、しかもそれが、きびしい締めつけが行なわれている共産主義国家で展開されていることは注目に値するのである。

男性と同様に、女性も公的にはモスクワで決定される支配的政治イデオロギーや外交政策に反対することはできない。しかし、多くの点で、東ドイツの女性は、東西両陣営のうちでも最も解放された存在であり、東ドイツでは枢要な部分を支配するようになりつつある。

東ドイツの過去数年間にわたる持続的なシレンマは、人口減少を食いとめるため、より多くの子供を必要とし、労働力の慢性的欠乏をうめるための労働者を、特に、熟練労働者をより多く必要とするという点にあった。そして婦人がこの2つの問題の解決に寄与しているからこそ、関心の中心になっているのである。

東ベルリン政府は、ドイツ人らしい効率と確信とをもって、様々な新しいプロジェクトに取り組み、以前の計画を拡大することによって、全体としてみると異常な努力を払って、市民の生活様式と若者の考え方を変化させることを公

に始めたのである。政府はこの国を一種の社会主义の楽園であると称してはいるが、長期的にみると、人間と政府の行動を研究しようとする社会学者にとっての楽園であるといった方がよいであろう。

現在のところ次の4つの点が中心になっている。

— 全国的な保育ディケアセンターが急速に拡大しており、ベルリン政府はこれにできるだけの金をつぎ込んでいる。生まれて10週間目の子供でも、こうしたセンターに連れてゆくことができ、明方から夜まで母親が働いている間は世話をしてもらえる。母親の払う費用は1日60セントである。

3才以下の東ドイツの子供の約60%は現在こうしたセンターにおり、行き届いた個人的・医学的ケアと考えられるもの、および、園長のいうところによれば、「社会主义的生活・労働様式を学ぶ」最初の指導をうけている。

— こうしたセンターでケアを受けていない東ドイツの子供の40%は、たいてい家庭で母親によって育てられているわけであるが、これに対するは、新しく拡大された児童報償金(baby bonuses)制度によって、子供を産んでもそのうち仕事に復帰するように誘導されている。即ち、第一子については、婦人は現在6ヶ月の有給休暇を、第二子以上については、1年まるまるの有給休暇をとれるのである。

加えて子供一人につき500ドルの報償金が与えられ、新しい子供に対しては、月10ドルから25ドルが収入に対して付け加えられ、2,500ドルまでのローンは、一定数以上の子供を産むと返さなくてよいことになっている。この結果、出生率どころか人口さえ減少していた数年間の後に、東ドイツの出生率は、1976年以来、序々に、しかし確実に増加はじめ、1978年にはここ7年間の記録である232,136人の子供が生まれたのであった。

— 子供を持つことへのインセンティブとは対照的に、東ドイツは、医者の語るところによれば、おそらく、世界中でも最も自由な中絶をみとめている国の一つかであろうという。その女性が18才以下で、両親との相談を必要とする場合を除けば、中絶は完全にその女性の意志如何である。夫や父親はこのことに

対して口を出すことは全くできず、妊娠した母親は国立病院で単にそういうだけで手術を受けられる。ある地域病院の医師の語るとこでは、東ドイツの妊婦の4人に1人は、中絶を希望するという。こうしたことは、国のベビーブーム政策と矛盾するように見えるが、担当官のいうところでは、これによってより多くの婦人がフルタイムで、出産休暇のための中止をしないで働くことができ、欲しくない子供を持たないでいるといふ。

こうした3つの施策が最近拡大されてきた結果、現在では推定81%の東ドイツの婦人は労働力に加わっており、これはおそらく、世界中で最も高い数を示していると考えられる。

更に別の結果としては、東ドイツの学校および保健サービスの多くを女性がコントロールしていることがあげられる。保育園や幼稚園にいる90万人の子供は、完全に婦人の保護下にある。圧倒的多数の小学校・中学高校の教師は女性であり、推定によれば、医師の60~70%、歯科医師の80%は女性である。

大学教育を受け科学や工学の学位を持つ多数の婦人がこれに加わり、西欧からの訪問者の印象どおり、また多くの東ドイツ人が私的な会話の中で言っているように、東ドイツの婦人は今日ではこの社会での中心的勢力である感がある。

— 政府による社会政策の第4の要素は、少なくとも表面上でみる限り、上記の3つの施策と適合しているようには見えない。これは、昨年の9月に効力を発した命令に関するもので、14才以上で、第9年次および第10年次の若者に、予備軍事訓練を行なおうとするものである。この動きは、教会による強い反対を受け、ここでの若干のインタビューの結果からみても、若者たちの多くがこれをあまりまじめに受けとっているふしはない。

しかし、この命令は、東ドイツの十代の若者たちに関する公式のイデオロギーにおけるギャップを、即ち、義務教育の終了と社会生活の始まりとの間のギャップをうめようとするものであり、社会主义の理想と「西欧帝国主義」に対する警戒心の維持からそれようとする若者たちの心をかきたてる方策であるともみ

られるのである。

人口はここでは常に、象徴的にも実際的にも、特殊な問題の一つであった。東ドイツは戦争直後から、多くの熟練工を含む大量の人口を失なった。1949年の人口1,900万人のうちの200万人が、1961年のベルリンの壁による国境封鎖までに西側へ流出した。

しかも、人口は、1968年の1700万から1977年の1670万へと縮少し、東ドイツは、共産圏でも最低の出生率を記録したのである。

東ベルリン政府による社会政策の長期的ななかめは、保育・幼稚園計画であり、これには、現在、年5億ドルを要している。保育園だけでも現在7,000あり、これに対して人々は心から支持してはいるが、それでも、社会的効果については不安定な要素もある。

「今までのところ、子供達には何の害も与えていません」と北部グロッセンハイムにある地域病院長であるジークフリート・コッチュ博士はいう、「しかし、これがはたして歴史的にみて多くの人に信じむかどうかは、われわれにはわかりません。国では、『巣を温めること』の重要性を認識してはいるのですが」と。つまり、子供と親とができる限り一緒にしておくために、長期の出産休暇が認められているというのである。

「母親の代りに誰か別の人を、この場合には保母を、子供が3才になる前に配することには、ある種の欠点があります」と、ゲーリッヒ地域病院のドリス・ヨアヒム博士はいう。「そこでわれわれは、できるだけ保母を変えないようにしています。理想は、母親がパートタイムで働くことですが、まだそれだけの余裕はありません。しかし、基本的には家族は充足しており、問題はありません。」つまり、子供は両親と一緒にいる時間が十分にある、ということである。

しかし、東ドイツは世界でも有数の高い離婚率を持つ国であり、これは、男女の間に経済的差別を設けない離婚法から来ているのであり、それは、実質上、すべての婦人が働いていることによっている。

ドレスデン市にある95の保育園の一つで、園長は、母親とケアをうけている80人の子供たち両方にとての有利な点を次のように述べた。

「たしかに、国にとっては結構なことです。多くの母親が高度の学位を持ち、国は母親たちに子供をみさせておくよりも、彼女たちを使うことの方が利益を得られますから」と、保育園長のバルトラウト・フィッシャーはいう。「私は、2年間主婦をしていて、買物、料理、洗濯に一日中追われ、ほとんど自分の子供の為の時間というものがありませんでした。子供たちは、ここで多くのことを学びます。わたしたちは、子供の成長に大きな価値を置いていますし、本当に心配する親は子供と接觸する時間をみつけようとしています。ここでの条件は、家で育てられるよりもはるかによいと思います」と。

レギーナ・トゥッヂェは副園長であり、12人の先生のスタッフのうち唯一の共産党員である。彼女はまた、ちょっとお化粧をしていた唯一の女性であった。彼女の説明によると、小さい子供たちには、イデオロギー上の教育や教化が行なわれるが、それは、お互同志の間の振舞いや、労働者階級にとっての国の祝日の主要性を説明する程度であるし、幼稚園では他国民や他の人種に対する連帯をいう程度に限られている。保育室は明るく整然としている。2才以下の子供たちは、自分で食事をしたり着がえができるように助けてもらえるが、たいていのことは自分でする。ブラシやタオルや衣服は、自分のものとして並べられ、自分の名前が読めなくてもわかるように船やキノコなどの絵がついている。

「子供たちはおもちゃと仲よくなるようにしつけられます。でも、めいめいが自分のおもちゃを持っているわけではありません」とトゥッヂェは言った。

The Japan Times, 23. May 79.

(小林 良二 社会保障研究所)

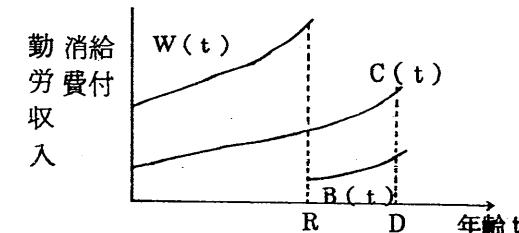
社会保障と財産形成

(アメリカ)

もともと、社会保障制度は、異世代間・同世代間・一生涯のうちの異時点間といふ三種類の資源移転にかかわりを持っているが、これらの移転が、国民貯蓄の長期的水準や昨今の資本ストック規模にどんな影響を与えるかが、しばしば議論されている。そして、その効果は分析に用いた理論モデルによっても異なるようである。たとえば、単純化したケインズ型消費関数の場合であれば、社会保障による移転は国民貯蓄に影響することはないが、財産形成 (accumulation) のライフサイクル・モデルに依拠すれば、非積立型の社会保障の導入がそうでない場合よりも資本ストックを減少させることになる。ここに紹介するKotlikoffの論文は、上に述べたような問題に、社会保障制度に対する家計の反応という面から実証的に接近しようとしたものである。

論文の内容としては、まず、社会保障と生涯貯蓄の理論を吟味し、社会保障税と私的貯蓄の振替え、退職効果、社会保障制度を通した収益 (yield) に基く生涯財産などを検討し、計量経済学的な手法による分析を試みている。そこでこの論文の始めの部分を紹介してみたい。

ライフサイクル モデルでゼロ歳というとき、それは勤労開始年齢をさしているが、生涯のうちこのゼロ歳と、退職年齢Rと、死亡年齢Dとに注目し、就労期と退職期とに二分すれば、両期間の勤労収入・消費・給付は図のようであらわされよう。



まず、各年齢時の消費への配分と退職年齢の選択は、次のような予算制約式のもとで消費余暇関数を最大化するように決められる。

$$\int_0^D C(t) e^{-rt} dt = \int_0^R W(t) e^{-rt} dt$$

(rは利子率である)

ここに社会保障を導入すると、社会保障税の税率（本人負担+事業主負担） θ だけWが減り、退職後の消費が社会保障給付Bに応じて増加する。したがって、予算制約式は

$$\int_0^D C(t) e^{-rt} dt = \int_0^R W(t) (1-\theta) e^{-rt} dt + \int_R^D B(t) e^{-rt} dt$$

となる。仮に①退職年齢が変化せず、②社会保障制度が税収に対して市場利子率rに等しい利息 (yield) をつける、という場合を考えよう。この場合には、社会保障は生涯財産 (lifetime wealth) に何ら影響せず、消費のプロファイルも変わらず、ただ、社会保障税累積総額は、就労期の私的貯蓄の累積額とそのまま置きかえられるだけである。これを振替効果 (replacement effect) とよぶことにしよう。②の仮定が成立するならば、就労期の納税額の現在価値は、社会保障による退職後の受給総額の現在価値に等しくなるはずである。もしそうならないとすれば、それは社会保障による生涯財産の増減に起因するものである。今日までのところ、大部分の受給者は受給と負担の両

面にわたり生涯財産の増加にあずかっていると考えられる。そして、ライフサイクル モデルは、消費がつねに正常財であると仮定し、上の増加が消費プロフィールの上方シフトをもたらすと予想するわけである。これによりどの程度まで貯蓄が減少するだろうか。

たとえば、ゼロ歳時で評価された生涯財産増加 (LWI_0) によりまかなわれる消費の増加がいずれの年齢においても定額 ΔC であったならば、

$$\int_0^D \Delta C e^{-rt} dt = LWI_0$$

$$\Delta C = \frac{r}{1 - e^{-rD}} LWI_0$$

となるはずであり、グラフでは消費プロフィールが $\frac{rLWI_0}{1 - e^{-rD}}$ だけ上方にシフトしよう。この追加された消費が x 歳時の財産保有に及ぼす効果は、 LWI_0 による貯蓄の減少を x 歳までの期間について累積することにより求められる。

$$\begin{aligned} \int_0^x S e^{rt} dt &= \frac{-(1 - e^{-rx})}{1 - e^{-rD}} e^{rx} LWI_0 \\ &= \frac{-(1 - e^{-rx})}{1 - e^{-rD}} LWI_x \end{aligned}$$

となるが、 LWI_x は、ゼロ歳時に受取可能とみなした生涯財産増加の x 歳時点での価値である。ためして、 $D = 55$, $x = 30$, $r = 0.02$ とし、20歳から就労を開始したとすれば、 $\frac{1 - e^{-rx}}{1 - e^{-rD}}$ は 0.68 である。これは、50歳の人が LWI_x の 0.68 を消費してきたことを意味しよう。

つぎに退職年齢を考慮に入れよう。社会保障は62歳以降の勤労収入に対して潜在的な課税をすることにより早期退職を誘発することになろう。そのことは生涯財産の減少を通して、就労期の貯蓄増をもたらし消費プロフィールを下方にシフトさせよう。

アメリカにおいては長期的に貯蓄が相対的に減少している、という主張は、

異世代間の移転に帰せられる消費の増大に根拠を求めている。この種の移転のもとで、実際には、第1番目の老人世代が、次の世代に期待しうる早期退職に伴う消費減少（貯蓄増大）を相殺するようには行動しなかったことによるものであると考えられる。

Laurence J. Kotlikoff, Testing the Theory of Social Security and Life Cycle Accumulation, The American Economic Review, June 1979. pp. 396-410.

(岸 功 社会保障研究所)

高齢労働者の雇用と年金制度

Harry E. Davis (アメリカ)

本稿には、高齢な労働者の雇用と私的年金制度に関する労働省の調査結果が示されている。

労働統計局により、私的年金制度の諸規定、とくに、高齢な労働者の雇用機会に影響を与える規定の調査が行なわれた。それらの影響は強制的な退職、早期退職、退職年齢以後の雇用に対する年金権取得、老齢な労働者への適用の限界、および退職後に仕事を求める老齢な労働者への給付の提供にかんする制限である。

調査は1967年の年齢差別雇用法がそのような制限を阻害しているかどうかを決定するために、1967年と1971年に実施された。その阻害は存在しないことが発見された。

1971年に、調査対象とされた私的年金制度をもつ労働者のうち、半数以上は強制的な退職の規定をもっていた。これらの例は次の2つの型に分れていた。つまり、それらの型は「強制的」と「自動的」であった。強制的な退職規定は、もし使用者が就労の継続を当人に認めなければ、与えられた年齢で退職しなければならないことになっており、もう1つの型より広く実施され、労働者の3分の1をカバーしていた。自動的な退職規定は、すべての労働者にある与えら

れた年齢で退職することを要求しており、6分の1の労働者をカバーしていた。最も一般的な退職年齢は65歳であったが、自動的退職の制度では68歳もしくは70歳であった。そのような制度の普及は産業によって異なり、労働移動の高い産業では普及が低かった。制度の規模が普及率に影響を与えていたとは思われない。

早期退職の規定は、使用者が老齢な労働者の雇用を嫌ったり、また、老齢な労働者が高い失業率もしくは技術的変化のときに退職を強いられることを意味している。早期退職の自発的な利用は、早く退職する人の給付を減額するという規定により妨げられる。しかし、もはや仕事に耐えられない労働者達は、通常では、正常な年齢に到達するまで支払われる補足という手段で早く退職することができる。そのように特殊な制度は労働者の17%をカバーし、主に大きな単一の使用者による製造業で設けられている。受給資格で最もよく用いられる年齢は、勤続10、15もしくは20年で55歳あるいは60歳である。

労働者に影響を与える各種のタイプの給付制限がある。多数の制度は正常な退職年齢以後の勤務に、年金権を与えていない。そのような制限は新しく雇用された老齢な労働者を、制度への加入から除外することもあり得る——たとえば、50歳以後に雇用された労働者は、15年間の勤続を要求する制度に加入できない。労働者のうち約6.5%は、正常な退職年齢以後に年金権を蓄えた勤続について、支給額を制限する制度を適用されている。多数の制度は加入の最高年齢を定めており、その年齢は55歳で、また、労働者の64%は加入時に最高年齢をもつ制度を適用されている。労働者の40%は退職後の雇用も制限されている。労働組合の観点では、この制限は労働力を制限する一助になっているし、また、使用者の観点では、この制限は旧従業員が競争相手のところで仕事を探さないことを保証している。

Pension Provisions Affecting the Employment of Older Workers, Monthly Labour Review, U. S. Department of Labor, Vol. 96, No. 4, April 1973; No. 140, 72/73.

父親への出産給付

Martin B. Tracy (スウェーデン)

本稿には、健康保険による出産時の現金給付の改正が示されている。

本稿は1973年5月16日の国民健康保険制度の改正によって採用された出産給付の改善を取上げている。この改正により、出産保険は1974年1月1日から両親の保険に名称を改められ、初めて、父親は家庭で新生児の世話をする場合に、現金給付の受給資格を取得することになった。

新しい規定により、働いている両親は家庭に留まり、かつ、現金出産給付を受給できる。両親に対する給付は、事実上では、従来の法律によって支払われる金額より高い。

スウェーデンは母親に2種類の現金出産給付を支払い、1つは一時金で、もう1つは所得比例の金額である。一時金の金額は婚姻、雇用、もしくは、保険の加入状況に関係なく、すべての母親に統一的な同一額となっている。その給付は第一義的には一般歳入から財源を調達される。一時金の金額は約1,080ク

ローで、これは製造業の女子に対する平均賃金月額の約3分の2に等しい。

2番目の給付は収入に関連させられている。受給資格を取得するには、母親は分娩前に9ヶ月雇用されていなければならないし、かつ、年間2,600クローネの収入——事実上では、製造業の女子に対する年収より少ない——を取得していかなければならない。

資格条件を満す人びとは、従来では、かれらの収入によって日額1~46クローネを支払われていた。給付の算出対象とする収入の最高額は39,000クローネ——女子の平均収入の約2倍——であった。平均では、2種の給付を組合せた給付合計は純収入の約80%を補償することを意図されていた。

父親もしくは母親に現金給付の受給を可能にした1973年の規定は、母親に対してだけでなく、世帯にとって多くの利益をもたらすように工夫された。まず、働いている両親のうち家庭に留まる1人を対象として、現金給付は180日間の休暇期間中支払われる。従来では、母親が仕事に復帰する場合、給付は支給を停止された。父親が家庭で乳児の世話をする場合、母親は仕事に復帰できるし、また、父親は180日のうち残りの部分に支払われる給付を受給するであろう。両親は休暇としてカバーされた期間のうち、休む時期をかれらがどのように使用するかについて選択権ももっている。

新しい給付は家庭に留まる両親の総収入日額の90%で、給付の算出対象とする収入の上限は、1974年に年額54,750クローネであった。給付の最低日額は7クローネから25クローネに引き上げられ、最高額は日額52クローネから135クローネになった。

改正前の出産現金給付は所得比例年金により年金権を蓄えるのに含められた

かった。別な表現をすれば、出産休暇の期間は失われていた。現在では、両親は年金権の取得で利益を得ている。これに対する費用の大部分は、使用者の負担する増額された拠出でカバーされるであろう。賃金の3.2%から3.8%になる拠出の上昇は、1973年改正で規定された疾病手当と歯科医療保険の制度で生ずる費用の増大をカバーするであろう。

新法では、現金疾病給付は両親のうち、10歳未満の病気の子供と家庭に留まる親に対して、1年当たり10日間支払われる。以前では、この休暇に対して、両親のいずれにも現金給付がなんら支払われなかつた。

Cash Maternity Benefits for Parents, Social Security Bulletin, No. 11, 1973, pp. 37~39; No. 28, 74/75.

年金の公的委員会勧告

(イスラエル)

本稿には、包括的な年金制度の採用について提出された提案が取上げられている。

本稿はイスラエルの新しい包括的な年金制度の採用について、大蔵省と労働省に提出された主要な提案を示している。

公的年金委員会は完全な報告と別にその提案を公表する形を選んでおり、完全な報告は調査資料と保険数理的な計算を含んでいるであろう。

提案された制度は老齢、廃疾および遺族の年金を含んでおり、国民保険公社と公認された給付基金の統合された管理機構を基盤とし、次の3段階を経て、採用されることになっていた。

- (a) 法律により全国民に保証されたある統一的年金。
- (b) 法律によって保証され、全賃金取得者に対して「所得の規模」に比例したある段階的年金（「加算年金」と示されている。）
- (c) 主として所得に比例するある補足的な年金。

国民保険公社はまだ保険でカバーされていない人びとの基本年金と補足年金を管理するであろうが、各給付基金はすでに補足年金の被保険者となっている俸給取得者をカバーするであろう。ある新しい法律、つまり、「給付基金法」は将来におけるそれらの基金の機能を規定するであろう。

全国民は基本年金の被保険者となり、加算年金は経済活動人口（俸給取得者、自営業者、キツツの構成員および私的な個別の農業開拓地の居住者）をカバーするであろう。

基本年金の受給資格を取得する年金年齢は、男子が65歳、女子が60歳である。加算年金の受給資格を取得する年齢は、男子が70歳、女子が65歳である。しかし、退職時、もしくは、所得が社会保険法で定めたように減少した場合、その年齢は男子が65歳、女子が60歳になる。

加算年金の計算では、法律は「所得の規模」について概念を規定しており、その規模はこの国の平均賃金の2分の1に等しい金額である。各人の基本年金は次に示す比率で算出した年金の3分の2になるであろう。各人の加算年金は同様にして算出した年金の4分の3になるであろう。また、遺族への加算年金は、国民年金制度を現在規定している基本原則により増額もしくは減額される

であろう。また、遺族への加算年金は、国民年金制度を現在規定している基本原則により増額もしくは減額されるであろう。

基本年金はある 1 「所得単位」の 45.0 % の支給率では支払われる。すべての年金は法律により、平均的な俸給にリンクされるであろう。そのリンクによる調整は毎年 4 月初めを目標に予め計算をして、毎年 1 回実施されることになっている。

退職の延期により、加算年金は延期した 1 年当たり 5.0 % ずつ増額され、その増額は年金の 25.0 % を上限とすることになっている。

経過的な対策として完全年金の形による加算年金は、制度を実施してから 10 年後に支払われる。その 10 年後に、加算年金の 10 % が支払われ、その後、年金の完全な支給率に達するまで、毎年 10 % ずつが増額されるであろう。

提案された制度の仕組みでは、財政の均衡を保つ期間は 20 年と定められている。検討の期間は 5 年まで、支払準備金の規模は 3 年分（これは老齢・遺族給付に対して国民保険が現在保有する準備金に加えた当初の準備金である）とされている。大蔵省は基本年金のために徴収された拠出の 10.0 % の比率で、引き続き財源調達に参加を続けるであろう。

ある被保険者が補足年金に受給資格を取得する場合、この年金は基本年金の 1.7 % に国民年金の加入年数をかけた額を減額されるが、しかし、その減額は基本年金の 60 % 以下とされている。

Recommendations of the Public Commission on Pensions, Labour and National Insurance (in Hebrew and English),

No. 8, August 1971, pp. 323~332; No. 42, 72/73.

母親手当の人的資源に与える影響の抽出調査の結果

M. Hroá (チェコスロヴァキア)

本稿には、母親手当の与える影響にかんする調査結果が示されている。

本稿は 1969 年の法律 154 号で採用された母親手当が、人的資源の開発に与える影響について評価したある抽出調査計画の結果を要約したものである。その調査は 1970 年 12 月 31 日現在で、国民経済の 10 部門にわたって行なわれた。

第 2 子の出産時に、経済活動に従事する母親に行なわれる特殊な母親手当の支払いを定めた法律は、1970 年 7 月 1 日から施行された。500 コルナの給付は、正常な出産給付を受給し尽してしまい、かつ、満 1 歳の誕生日まで乳幼児を世話するために家庭に留まる母親に支払われた。その考えは、母親が雇用の場に戻る代りに適切に子供を世話するのであれば、第 2 子を世話するために補償を支払うということであった。

雇用される代りに子供の世話を優先させた母親の人数は次第に増加し、1970 年末には、予想された 27,000 人の代りに、約 30,000 人に達した。1971 年の中頃では、その数は 31,300 人に増え、それは女子の経済活動人口の約 1.3 % に当っている。

調査は公的保健施設、紡績産業、公立教育、商業、レストラン、ホテルと酒場、通信、食品産業、農業、建設業、および鉱業をカバーしており、それらの産業は130万人の女子を雇用している。これらはこの国の女子経済活動人口の約50%に当る。調査は出産手当に対する特殊な配慮を加えながら、企業に雇用された女子の人数、20~34歳の女子の人数、出産による女子の欠勤（たとえば、出産休暇、延長出産休暇）を取扱った。特殊な母親手当の受給認定は、4つの所得グループと女子被用者の3種類の雇用について調査された。さらに、人事管理者は次の4つの質問に答えるように要求された。

- (a) 母親手当の給付期間延長について、人的資源の状況にどのような影響があるだろうか。
- (b) 女子の従事する仕事のうち、最も重要なグループは何であるか？
- (c) 事業所の仕事のうち、最も重要なグループの勤務に、給付期間の延長はどのような影響をもつか？
- (d) 最も高い資格をもっている女子に対して、そのような延長はどのような影響をもつか？

調査の主要な結果は次のとおりである。つまり、出産休暇と延長出産休暇は、女子の雇用と欠勤にある重要な影響をもっている。もしそれらの休暇が完全に利用される場合、それらの休暇は約2年と4週から8週間女子を雇用から離しておくことになる。紡績と食品産業、および公的保健の部門では、出産による欠勤がきわめて高く、事業の運営に重大な困難をもたらしている。母親手当は常に延長出産休暇とリンクされているので、この手当は出産による欠勤の増加に、事実上の影響をなんらもっていない。しかし、母親手当は、延長出産休暇の利益をうける女子の人数に、3分の1の増加をもたらす誘因となっている。抽出した例では、第2子について延長出産休暇で休む女子の人数は、13.3%増加した。

国民経済の各部門の間では、重要な相違が見受けられる。出生率の増加は紡績と食品産業および農業の間で見られるが、しかし、公立教育の部門では、否定的な傾向が現われている。公立教育で雇用される女子は、すべて指数が低下して、否定的な傾向を示している。この事実の発見は、この部門で雇用される女子の43%が、最も出産の多い年齢、つまり、20~34歳であるから、その現象についてさらに詳細な調査を必要としている。

人事担当者は女子の間における出産の高い欠勤率が、事業運営の困難をもたらす原因になっていると回答し、したがって、かれらの一部は出産による欠勤がさらに増えるのを案じている。その問題は解決されなければならないであろうが、しかし、その解決は望ましい出産率の向上に基本的な手段を損なうべきでない。その問題は経済的な分野と企業それ自身の組織で解決されなければならない。ある産業や経済のある部門の状況は、特殊な手段を必要とするであろうということが予想される。しかし、すべてわれわれの検討は現実的でなければならないし、また、女子に経済活動と出産を調整させ得る手段とともに、望ましい出生率の向上を支える手段からなんら後退しないという事実にもとづいていなければならない。

Výsledky vyberového setrení o vlivu Materského prispevku na pracovnf sily, Populační zprávy, No. 5, 1971, pp. 3-24; No. 137, 72/73.

退職と老齢の社会的な現象

M. Giraro (フランス)

本稿には、退職者の立場と退職時の資産が取上げられている。

本稿の目的は、退職者の社会的な立場と退職年齢時に取得していたか、もしくは、取得できる資産の関係を求めることがある。

過去においては、老齢は知恵、円熟および経験を伴なうものと考えられた。現代の社会は老齢を寵免とみなし、また、退職を従来の環境からの引退、直ちに休息する時期および老境への過程の出発点とみなしている。

「取得できた資産」——この言葉は蓄積された資産と退職後に取得できる資産を含んでいる——の限界に与えられる判断基準によれば、5種類の可能な状態があり得る。

- (1) 「社会から引退する」退職——これは資産もしくは潜在的な資産の欠如を特色としている。このような者は隔離している。つまり、かれは当人の社会的もしくは文化的なニーズを満し得ることなく、その後を生きなければならない。
- (2) 「第3の年齢」の退職——これはある資産とその潜在性をもつ例である。この場合の意味はある新しい創造的な活動に手をつけたり、あるいは、従

来もっていた興味を発展させることである。

- (3) 「余暇」の退職——これは退職者がかなりの資産をもっているが、潜在的な資産の少ない例である。そのような年金受給者は消費者であり、かつ、かれの使うことになっている金のお蔭で当人のレジャーをより一層楽しむ。
- (4) 「独断的な」退職——これは社会によって与えられた役割の拒否を特色としている。このような人びとは組合、クラブおよび他の組織に加入する。
- (5) 「参加する」退職——これは大きな資産をもっており、潜在的な可能性をもっていないのを特色としている。このような人びとは社会に完全に融け込んでおり、大きな消費者である。

これらの各種のカテゴリーは、活動的なグループと非活動的なグループの区分について、今日の社会のもつている重要性を示している。

老齢者に対する色いろな社会政策は、活動的な生活の間に蓄積された資産の量と性質に応ずるべきである。活動的な生活の終りが与えるショックを柔らげるために、「活動的生活、余暇の生活」の概念を修正することも必要である。

Service Social des Caisses d'Assurance maladie, No. 1,
1974, pp. 37-41; No. 58, 74/75.

農場譲渡年金

—農民の選択—

Seppo Pietiläinen (フィンランド)

本稿には、農場の譲渡に対して農民に支給される年金の計画が示されている。

農場譲渡金制度が近い将来に実施されようとしている。農場譲渡年金は特殊な手段として実施されるが、それら特殊な手段は、農場面積の増加や余剰農産物問題の処理のような農業政策の新しい役割を担当させようという試みである。

農場閉鎖年金法に加えて、若い農民の農場譲渡補償にかんする別な法律が通過されるであろう。この法律による補償は一時金で支払われる筈である。

農場譲渡年金は次の場合に受給を認められる。つまり、それらの条件は、(1)申請者が農民として5年以上勤らき、かつ、農場で生活してきた場合、(2)農業以外の活動から得た所得がある定められた限度であった場合、(3)当人の年齢が55歳以上である場合(この条件は、夫が農場譲渡年金に受給資格を取得している場合に、その妻には適用されない)、また、(4)農場は農場譲渡年金法が通過してから3年以内に売却されなければならないということである。制度は前以てその結果を決定できないので、ある所定の期間だけ実施される。農民は当人が1ヘクタール以上を耕作する農地を2ヘクタール以上所有している場合、制度でカバーされる。農場の全部を売却しなければならないが、申請者は

小さな庭園をもつ農家を所有することができる。もし申請者が数カ所に農場をもっている場合、かれはそれらのすべてを売却しなければならない。農場はある条件にもとづいて—政府以外の購入者にも売却できることになっており、たとえば、より広い農場を必要とする個人に売却ができる。農場譲渡年金は全額もしくは減額で支払われる。減額年金は65歳に達したか、あるいは、国民年金法により廃疾年金か失業年金を受給している農民に支払われる。完全年金は5ヘクタールまで1ヘクタール当たり65マルカで、5ヘクタール以上の農民に、これを超過する1ヘクタール当たり15マルカである。多くても、15ヘクタールまでが考慮される。受給者が2人の場合、合計された年金は50%を増額された金額で、3人以上の場合、100%を増額される。減額年金は国民年金法と農民年金法によって支払われる年金の合計額と等しい金額を、完全な農場譲渡年金から差引いて計算される。農場譲渡年金は課税の対象となり、生計費指数にリンクされている。

農場譲渡年金の費用はすべて政府が調達するであろう。農場の譲渡が65歳以前に行なわれた場合、農民は一時金のある拠出を支払わなければならない。その拠出は当人の年齢と農場の面積によって決められる。基本的な拠出は1ヘクタール当たり年額20マルカである。たとえば、10ヘクタールの農場を売ろうとする60歳の申請者は、1,000マルカ(つまり、5年×10ヘクタール×20マルカ)を拠出しなければならない。

農場譲渡年金制度は農業部門の省庁と農民年金公社によって管理・運営されるであろう。前者は土地利用の調整に、また、後者は年金の支払いにそれぞれ責任をもっている。年金問題に対する苦情処理機関は、年金委員会と保険裁判所が担当するであろう。

1972, pp. 21-24; No. 47, 72/73.

以上6編の「I S S A 海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するI S S AのAdvisory Committee—1967年10月—による了解のもとづき, Social Security Abstractsより採用した。

(平石長久 社会保障研究所)



社会保障こぼれ話

社会保障制度の改正

(オーストラリア)

この国では、1978年10月に、社会保障制度を改正する法律が制定された。

この改正は年金、家族手当、出産給付など色いろな分野で行われた。たとえば、年金制度では自動的調整の時期と方法、70歳以上に対する老齢年金の所得調査、両親を喪失した遺児の年金などを含んでいる。これらのうち、年金額の自動的調整は、従来、消費者物価指数の変化を利用して、毎年5月と11月に実施されていたが、改正により、今後、毎年11月に1回だけ修正することになった。改正後、最初に年金を修正するのは、1979年11月である。

家族手当の改正では、給付は週額で示していたのに、改正により、月額で示されることになった。

出産給付では、両親の給付を採用し、従来の母親だけを対象とする出産給付は、1978年11月1日以後の出産について廃止された。

なお、1978年11月から、一部の給付を除き、大部分の給付は支給額を若干ずつ引上げられた。

I S S A, Asian News Sheet, Vol. LX, No. 3, July, 1979,
pp. 6~9 (New Delhi).

(平石 長久 社会保障研究所)

所得税制と福祉制度下における扶養児童の扱い

社会保障研究所 城戸喜子

多くの先進諸国では、子供のいない夫婦より親の立場にある人々を税制上、
及び福祉制度上優遇している。税制上では、所得税に関し扶養控除という方法、
すなわち納税者の課税所得から一定額を扶養児童に関し控除するという方法を
とっている。所得控除額は一定で所得水準と共に変化しないが、納税者にとってのその額の価値は、控除額にその人の限界税率を乗じたものに等しい。そして限界税率は所得の増大と共に上昇するから、高所得層の親たちは、低所得の親たちより税負担額の大きな削減を享受することになる。

他方、福祉制度下では親の受けとる現金給付額は、普通その世帯の所得水準から独立である。これは多くの国の家族手当制度の特長である普遍性の原理による。給付額が所得水準に関連させられている稀な場合には、所得増は給付減という結果を産む。当面、どちらのやり方がより適切かという予断を避けて、単純に租税控除による方法を「課税能力法」、現金給付による補助法を「福祉制度法」と呼ぼう。
アプローチ

1. 課税能力法 アプローチ

所得税は通常、生存維持のための所得をえた分にのみかけられる。従って所得税制度は支払能力原則に基いている。子供を持つ世帯の最低生活費用が、子供のいない夫婦のそれより多額であることは通常認められている。児童扶養控除の目的は、こうした付加的な費用に見合う所得分には課税しないというこ

とである。そして租税控除が低所得の納税者よりも高所得の納税者にとって価値多いものになるという事実は、税制の累進性からの帰結にすぎない。だから、課税能力法においては上述の結果も公正でないとは考えられていない。この考え方によれば、問題とすべきは一定の所得水準における異なった規模の世帯の納税者間での適切な格差であって、そこでは支払能力原則に基く累進的な租税制度の内的論理だけが追求されているのである。その主張者であっても生存水準以下の所得しかない親に現金を給付する必要は認めるであろう。只、それは所得税制を通してなさるべきでないという主張なのである。

2. 福祉制度法 アプローチ

現金給付制度によって実現されるこの方法は、第一に貧困の除去に関わっており、世帯の中の扶養児童数と関連している。当然貧乏な親よりも裕福な親をより多く援助する施策は正当化され得ない。又、既述のように、現金給付の価値は実際には所得と無関係か、あるいは逆方向に関連している。福祉制度法の支持者は、所得税の内的論理の保持には二次時重要性しか認めない。

ところで、租税制度を通じての援助は、課税能力法を反映すると今までのところ前提されてきた。事実これが普通である。しかし幾つかの国では租税控除の代りにタックス・クレディットを用いて福祉制度法を所得税制度の中に組み込んでいる。タックス・クレディットの効果が租税控除の効果と異なるのは、クレディットの価値が控除の価値とは異なり納税者の限界税率に依存しない点である。それは普通、全納税者の税負債の一定額削減なのである。

福祉制度法を反映する二つの装置を比較すると、現金給付はそれ自体課税可能であるか、或る所得水準まで上るとなくなってしまう。第二にタックス・クレディットでは低所得グループに対して部分的にあるいは全面的に支払いが行なわれないおそれがある。これらの相異から、低所得層の親が高所得層の親よりもうまくやってゆけそうなのは、タックス・クレディット制下でよりもむしろ現金給付制度下であるだろうということが分る。他の二つの相異のうち一つ

は、同額のタックス・クレディットが各扶養児童に与えられるのに対し、福祉制度下では普通、後の子供に対してより多額の給付が支払われるということである。更にタックス・クレディットは、納税している親に与えられるのに対し、現金給付はたとえ母親が納税者でなくとも母親に支払われ得る。最後に、タックス・クレディットと現金給付とが政府に斉す行政・管理上の問題は異なり、それぞれ別の政府部門が統轄する。一つの実際的な相異は、前者が納入すべき租税から歳入当局によって自動的に控除されるのに対し、現金給付の場合には普通請求がなされねばならないという点である。

課税能力法と福祉制度法との間の選択を支持する客観的な基準はない。それは価値判断の問題であり、特に所得税制度の内的統一性維持に付与される重要性の問題である。課税能力法に基くと租税控除は現金給付と共に存するし、多くの政府は両者に有用性を認めて、両者を通じ同時に親への援助を行なっている。しかし近年では多くの国で福祉制度法への動きが見られる。すなわち親を優遇する方法として現金給付あるいはタックス・クレディットが租税控除に完全に置き代るか、あるいは現金給付の額がタックス・クレディットの価値と比べて増大して来ている。

次にO E C D加盟諸国に実際に生じていることに目を向けよう。総稼得の一部としての可処分所得（所得税と社会保険料とを引き家族手当を加えたもの）に影響を与える三つの主要因のうち社会保険料は、本稿では検討の対象としない。というのはデンマークとフィンランドとを除いて拠出額は扶養児童の有無に影響されないからである。既に所得税制度については親に給付を行う二つの主要な方法（租税控除とタックス・クレディット）が検討された。

現金給付制については諸国間の最も重要な相異は多分次のようなことであろう。

1. 幾つかの国では現金給付は課税可能であるか、あるいはある所得水準に

達すると支払われない。他の諸国では現金給付は所得水準に影響されない。

2. 幾つかの国ではどの子供に対しても同額が支払われる。他の諸国では順序の遅い子供により多額の給付が支払われる。

3. 幾つかの国では手当が母親に支払われる。他の国々では父親に支払われる。表1は1976年の時点で各国政府が採用している様々なやり方を示している。最後の欄は1970年代に、オーストラリア、カナダ、デンマーク、西独、イタリア、オランダ、ニュージーランド及び英國に於て福祉制度法へと変化が起ったことを示している。オーストラリア、デンマーク、西独、ニュージーランド及びスウェーデンだけが親に補助金を与えるために全面的に現金給付に依存していることも分る。又、これらの国々に加えてオーストリアとイタリアのみが租税控除あるいはfamily quotient systemの使用を避けたり、アメリカだけが現金給付を利用していない。これらの様々なやり方に於いて重要な要素は、租税控除額、タックス・クレディットの大きさ、現金給付の規模及び所得税表に於ける累進の度合である。

これらの相異なるやり方が、子供のいない夫婦との比較で親にどのように影響するかという検討には、多くの方法論上の問題が存在するが、ここでは製造工業における平均的な生産労働者の所得水準で一人の既婚者をとり、次にその人の稼得額の何倍かの人一いづれの場合も児童のいない人と2人の扶養児童のいる人の両者をとるというやり方で試みられた比較の例を示そう。表2は、平均的な生産労働者の稼得水準とその2倍の水準に於ける親及び児童のいない夫婦について、各国の対扶養児童（租税／給付）援助の実際的な効果を示している。

表2から次のことが分る。すなわち多くの国において、典型的な労働者の賃金を稼得している人の2人の子供に関する租税・給付各種援助の絶対額は、彼の稼得額の2倍を得ている人とほぼ同じかやや少なめである。従って総稼得に対する比率で測った援助合計は、典型的な労働者の場合、平均の2倍の稼得をしている労働者の場合の2倍の大きさかそれよりやや小さ目である。しかし日本

表1 扶養児童に関する税制上の援助と現金給付

(1976年現在)

国名	税制(1)		福祉制度上の現金給付(c.t.)				1970~78間の主な変化
	租税控除(t.a)	タックス・クレディット(t.c.)	有無	課税	受取人	第1子への支給額(Bf)と第2子への支給額 Bs)との関係(6)	
オーストラリア	1976年まで	1976年に短期間	有	非課税	女性	Bs > Bf	1976年に c.t が t.a と t.c とに完全におき替る
オーストリア(1)	有	有	有	"	男性	"	(1)オーストリアでは 1975年までフィンランドでは1976年まで
カナダ		有	有	課税	"	Bs = Bf	ルクセンブルグ、ノルウェー及びアメリカでは現在でも税制上の援助が扶養児童のある親に対する別の税率表という形をとっている。
デンマーク		有	有	非課税	"	Bs = Bf	(2)フィンランドの地方税制には児童扶養控除がありその額については表2参照。
フィンランド(1)(2)	family quotient	有	有	"	"	Bs > Bf	(3)両親が働いている場合のみ。
フランス	1975年まで	1975年から	有	"	男性	"	(4)第三子以降
西独			有	"	法定保護者	"	(5)1977年以降非課税。
イタリイー		有	有	課税	男性	Bs = Bf	(6)オーストラリア、フィンランド、及び西独では第三子に対してはより多額。国によっては児童の年令によって現金給付も変りうる。
日本	有	有(4)	非課税	法定保護者	"		(例: フランス)
ルクセンブルグ(1)	有	有	"	n.a	"		
オランダ	有	有	"	男性	Bs > Bf		
ニュージーランド		有	課税	女性	Bs = Bf	1972年に c.t が t.a に完全におき替る	
ノルウェー(1)	有	有	非課税	"	"	1978年賃金稼得者につき c.t が t.a におき替る	
スウェーデン	(3)	有	"	"	"		
スイス	有	有	課税	男性	"		
イギリス	有	有	"(5)	女性	Bs > Bf	1977/78に c.t への依存強まる	
アメリカ(1)	有	n.a	n.a	n.a	n.a		

表2 扶養児童2人に対する各種援助から生ずる子供のいない夫婦との差(1976)

国 名	平均的な生産労働者 (対総稼得比 %表示)				平均的生産労働者の2倍の稼得者 (対総稼得比 %表示)				
	租税控除	タックス・クレジット	現金給付	計	租税控除	タックス・クレジット	現金給付	計	
(オーストラリア 1974)	(2.5)	(0.0)	(1.0)	(3.5)	(1.7)	(0.0)	(0.5)	(2.2)	
オーストラリア	0.0	0.0	4.7	4.7	0.0	0.0	2.4	2.4	
オーストリア	-	6.6	8.9	15.9	-	3.3	4.5	8.5	
カナダ	0.5	0.0	4.2*	4.7	0.4	0.0	2.1*	2.5	
デンマーク	0.0	0.0	4.1	4.1	0.0	0.0	2.0	2.0	
フィンランド	0.8	1.8	4.2	6.8	0.4	0.9	2.1	3.4	
フランス	2.7	0.0	9.2	11.9	3.5	0.0	3.6	7.1	
(西独 1974)	(2.8)	(0.0)	(0.0)	(2.8)	(2.5)	(0.0)	(0.0)	(2.5)	
西独	-	0.0	5.7	5.7	-	0.0	2.8	3.1	
イタリイ	-	0.7	6.4*	6.2	-	0.3	3.2*	2.7	
日本	3.4	0.0	0.0	3.4	4.1	0.0	0.0	4.1	
ルクセンブルグ	5.8	0.0	6.6	12.4	4.3	0.0	3.3	7.6	
オランダ	1.5	0.0	6.5	8.0	1.2	0.0	3.3	4.5	
ニュージーランド	0.0	0.0	4.4	4.4	0.0	0.0	2.2	2.2	
ノルウェー	-	0.0	4.3	4.3	-	0.0	2.1	2.1	
スウェーデン	0.0	0.0	6.8	6.8	0.0	0.0	3.4	3.4	
スイス	1.3	0.0	3.6*	4.9	1.1	0.0	1.8*	2.9	
イギリス	4.7	0.0	2.2*	6.9	3.0	0.0	1.1*	4.1	
アメリカ	4.1	0.0	0.0	4.1	2.6	0.0	0.0	2.6	

注 *現金給付に課税されるため差し引き後の便益はこれより小さい。

の場合は全く逆の様相を呈している。日本では高所得の親は、彼の稼得力の半分の者より、自分の総稼得のより大きい割合に当る分を得ている。又、フランス、ルクセンブルグ、スイス、イギリス及びアメリカでは、高所得の親に認められる分(対総稼得比)は、彼の稼得の半分しかない親に認められる分の半分を大きく上回っている。イタリアにおいてのみ高所得グループに認められる相対的部分は、彼の稼得の半分の親に認められる分の半分以下に落ちる。

表2は、1974~76年の間に租税控除から現金に移った二国(オーストラリアと西独)における変更の効果をも示している。その変更は、どちらの国でも二つの所得水準における親に給付増大を齎している。特に低い方の所得水準にある親に対して遙かに大きい給付増を齎している。

表2は、親にとっての利益の大きさについてみると、諸国間におけるその差異は各国の用いている方策とは必ずしも関連していないことをも示している。典型的な労働者の稼得水準では、親への便宜は彼らの稼得の約3~4%(日本、アメリカ、ニュージーランド、デンマーク、ノルウェー)から、12%あるいはそれ以上(フランス、ルクセンブルグ、オーストリア)へと変化がある。そしてこれらの稼得の2倍の水準では総稼得の2%強(デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー)から約7~85%(オーストリア、フランス及びルクセンブルグ)へと開きがある。

最後に表2の第1欄と第5欄との比較は、次のことを示す。すなわち典型的な賃金稼得者と彼の所得水準の2倍の稼得者とにとての租税控除の価値である。フィンランド・ルクセンブルグ、イギリス及びアメリカにおいては、これらの控除の価値はより低い方の所得水準でかなり大きいが、逆にフランス及び日本に於ては高所得水準の方がその価値は遙かに大きくなる。タックス・クレディットを採用している国の中、オーストリア、フィンランド及びイタリアではその絶対額は所得水準から影響されない。(第2欄と第6欄)

更に現金給付については、フランスにおいてのみ所得増が減額を齎すが、それ以外のすべての国では、現金給付の絶対額は表中の所得範囲内に限ると一定に留

まっている。(第3欄と第7欄とを参照)

ISSA, Expert Group Meeting on the Relationship between Social Security and Fiscal Systems Complementay Report by K Messere and J Owens (OECD).

海外だより

アメリカ・コーネル大学での研修に出席して

国立公衆衛生院主任研究官 一圓光弥

3年前、イギリスのマン彻スター大学にフォーサイス先生をお訪ねした時、幸にも同大学を退職されたばかりの彻スター先生とも親しくお話しをする機会を得た。それは全くの偶然によるものであったが、その偶然が縁で今度のアメリカ行も実現することになった。

コーネル大学の大学院 (Graduate School of Business and Public Administration, Cornell University) は、毎年6月ごろに、保健医療関係の仕事に従事する管理職者を対象に、2週間程度の研修プログラム (Health Executives Development Program) を設けているが、このプログラムのコーディネーターの1人として長年指導にあたってこられたのが彻スター先生であった。先生が私を紹介して下さったらしく、このプログラムのディレクターであるコーネル大学のプラウン教授から、以後毎年参加のおさそいをいただいていたのである。しかしアメリカの医療保障事情には不案内なこともあって、なかなか出席する気持にはなれなかった。

しかしその後、私自身が同じような教育活動を行う公衆衛生院に移ったこともあり、また今年は特にすぐれた講師陣を揃えることができたので是非来るようとのプラウン教授のおさそいもあり、不勉強は重々承知の上で思い切って参加してみることにした。

コーネル大学はニューヨークより北西約300キロに位置する、静かな人口3万程度の大学町、イサカにある。アイビー・リーグの1つに数えられている名

門で、実業家コーネルにより1865年に設立されたものであるという。キャンパスは南北に伸びるカユガ湖をのぞむならかな丘の上にあり、眼下に広がる美しい町なみは、背後の青い湖やこれを囲む広大な緑によくマッチしていた。私の想像力の乏しさによるのであろうが、生産活動の片鱗だにうかがわせることのないその光景は、私にはあまりにもきれいすぎて、非現実的に映った。

キャンパスの中にもいっぱいに水をたたえる湖があった。その先端は大きな滝になっており、その水流をカユガ湖にまでつなぐ渓谷がこれに続いていた。キャンパスはこの湖と渓谷によって南北に分かれ、私達の宿舎はその北部に、教室はその南部に位置していた。宿舎は50年も前に建てられた中庭を囲む古い建物で、外壁はつたで覆われ、室内の机や本棚にも年月を経た落ち着きがあった。これに対し私達の教室のある建物は新しくモダンな施設であった。教壇を中心に弧を画く形で階段状に机がならぶ教室がいくつも続いていた。左右に滝や渓谷をながめながら、あるいはその落流を受けて回る水車や岩場にかかる虹を楽しみながら、10分以上もかかって宿舎と教室とを往復するのが私達の日課となった。

私は6月10日の朝、ワシントンをたってニューヨーク経由で昼すぎにイサカの空港に到着した。同じ便でやってきた数名の参加者とともに迎えの車で宿舎に行き、登録をすますと、数冊の本の他に積み重ねると15cmにもなる資料が与えられた。これを抱えるようにして部屋にもどり、目を通してみた。その大半は論文のコピーで、各講議内容ごとに分類されていた。講議に先だって関係する論文や資料を読んでおくようにとの細かい指示も含まれていた。先生によつては5~6編の論文の予習を要求しているものもあった。早速意気込んで「読破」にとりかかってはみたが、2, 3の論文をしかも虫食的に拾い読みするのがやつて、読破などとはもってのほかであることはすぐ判明した。以来予習についてはあまり真面目に考えないことにした。

ところでこれらの資料は第1週目に限ったもので、その週末にはまた同量の本と資料が与えられた。各講議の直前に追加された資料も少なくなく、後のこ

となるがその重みで私のスーツケースの車輪は完全に押しつぶされることになった。

私達の最初の行事は5時半から始まったカクテル・アワーであった。夕食を前にしてアルコールを飲みながら小一時間歓談する訳であるが、こうした時間は、2週間の私達の生活の中で、あるいは正規の講議以上に重要な役割を果たしていたのかもしれない。その晩は講議がなかったので、夕食後に簡単な自己紹介とオリエンテーションをすませて解散した。私は久しぶりにお目に掛ったチェスター先生と、宿舎の中庭に椅子を並べて話し合った。質問に答える形で日本の医療保障のお話しをするうちに、時間をつくるからそんな話を皆さんに報告するようにと勧められる羽目に陥ってしまった。外はカーディガンが必要なほど涼しさで、空には星が大きく輝いていた。

総勢45名程度の参加者のうち約半数は病院の管理者であった。次に多かったのは地域の保健活動全般の計画や管理にたずさわるヘルス・システム・エージェンシーの担当者と、州政府の保健計画担当者であり、他は中央政府、大学、HMO、医師会、PSROなどから派遣された人々であった。病院関係者と地域や州の保健計画にたずさわる人々との間ではしばしば激しい議論が展開されたり、年齢構成も20歳代から60歳程度までと幅広くバラエティーに豊んだ集団であった。海外からも、私のほかにイギリスから、行政にもかかわっている病院の専門医と地方保健当局のアドミニストレーターの各1名が参加していた。このプログラムは今年で22回目になるが、日本からの参加者はこれがはじめてであることであった。

プログラムへの参加料は2週間近くで1,400ドル（約30万円）というから決して安くはないが、海外を含む各地から集められたすぐれた講師陣や、ため息の出るような三度の御馳走に豊富な資料を思えば、納得がゆくものである。もっともほとんどの参加者は所属する機関の費用負担で参加しているようで、われわれ外国人参加者を含め若干の私費参加者を対象にフェローシップも用意されていた。

翌日からいよいよ講義が始まった。7時40分から8時半ごろまでが朝食で、これを終えると道中の景色を楽しみながら教室に向った。教室に入ると、まず自分の名札が与えられ、自分の机にこれを立てることになっていた。こうして講師の先生からは各自の名前と所属とが一目でわかることになり、お互いにファーストネームで呼び合いながら議論が進められる段取が整うわけである。

朝の講義は9時から12時までであるが、途中で15分ほどのコーヒー・ブレークがある。コーヒー、紅茶、ジュース、果物、クッキーなどが用意され、すぐに帰られる先生などと個人的に話し合える貴重な機会にもなっていた。

朝の講義が終るとまた宿舎にもどり昼食をとる。午後の講義は1時半から始まるので食事を終えるとすぐまた教室までの行進が始まる。午後の講義は、コーヒー・ブレークをはさんだ最初の3時間の部分と、3時45分から4時45分までの1時間の部分とに分かれていた。5時45分からはまたカクテルが始まり、夕食を終えると7時半から夜の講義が9時半まで続き、その後に最後のスナックがあって解散という日程である。

こうして一日が終ってみるともうすっかりヘトヘトで、とても明日の用意をする余裕はなくなっていた。講義の形式も、先生がおだやかに自分の考えを述べのを聞いておればよいといった形はむしろ少なく、問題を提起しつつ参加者をあおりながら進める形が多く、そうした経験のない私などは毒気にあてられたかのようにいつまでも興奮がさめやらなかつた。

こんな毎日が金曜まで続いた。ほどほどアメリカ人のエネルギッシュな生活ぶりに感心させられた。講義の先生もエネルギッシュに迫ってきたが、参加の方もそれぞれよく勉強しよく遊んでいた。翌日の資料を全部読んで寝たという男もいた。朝だいたい4時ごろまでかかったというから私などには到底真似のできないことであるが、本人はケロッとしている。家でも3時ごろまで起きているから平気だと語っていた。若い連中は若い連中で、毎晩飲んで踊って楽しんでいたようである。私も少し余裕がでてきたのであろう、金曜の夜には連中と遊びに行くことにした。少し早めに帰らせてもらったが、それでも床につい

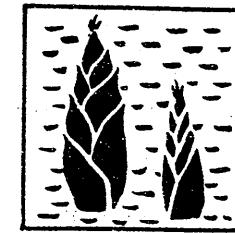
たのはもう4時近かった。毎朝6時からテニスをするグループ、ジョギングをする者もいた。

幸にして土曜日と日曜日の講義は午前中だけである。土曜の午後は車で30分ほどの州立公園に行き、美しい滝つぼで泳ぐことができた。日曜の午後は全員でカユガ湖に面したブラウン教授の別荘に行き、ピクニックを楽しんだ。こうして週末に一息入れたあと、月曜からはまた厳しい日程が続いた。

われわれの最後の行事は木曜の夜の会食（パンケット）であった。古い大きな納屋を改装した施設での最後の集いである。もちろんこの施設も大学キャンパスにある。ここで一人一人に三人のコーディネーターの先生から修了証書が授与された。皆飲んで食べて歌って踊って最後の晩を楽しんだ。解放感を思う存分味わっているかのようであった。

ある種の「ショック」を与えるながら聞き手の心をつかんで放さない講義、ほんやりする余裕を与えないで次から次へとつめ込む日程、なるほどこうした教育方法もあるのかと感心させられたものであった。すでにある程度の経験を持つ専門家を対象とする今回のような研修には、適した方法であるかもしれない。

最後に参加者による講師の評定についてお話ししておこう。参加者には、各講師についてその講義内容（content）と講義の進め方（presentation）についてそれぞれ5段階の評価を下すことが求められる。また自由にコメントを記入することもできるようになっている。気を抜いた構議をしたりするとその結果がときめんに現われる仕組である。皆の評価が低いからといって必ずしもすぐに講師採用をやめることになる訳ではないが、次回以降のプログラム作成に大変参考になるとのことであった。



社会保障こぼれ話

失業の動向

(アメリカ)

1979年の前半に、失業の動向にやや変化が現われ、失業率は3ポイント低下した。

失業者を男女別にみれば、失業率は女子が男子より若干高く、年齢別では、10代の失業率はきわめて高い。また、白人と黒人およびそれ以外に分ければ、黒人などの失業率はかなり高い。

たとえば、全失業者のうち、白人と黒人などの失業率は白人の4.9%に対して、黒人などはその2倍以上の11.6%であった。また、男子だけの失業率は、白人の3.4%に対して、黒人などが8.3%であった。女子の失業率も、白人の5.0%に対して、黒人などが10.5%で、女子の場合も男子と同様に、黒人などの失業率はかなり高い。

10代の失業率はきわめて高いが、白人と黒人などに分ければ、失業率は白人の13.7%に対して、黒人などが35.2%で、後者は前者の2.6倍である。10代の場合、黒人などの労働力のうち、3分の1をやや上まわる失業が記録されている。

黒人などの失業率は白人よりかなり高いが、このグループの中には、黒人以外にいる。たとえば、キューバ、ペルトリコ、メキシコ系の人びとが含まれている。

Carol Leon,

Employment and unemployment in the first half of 1979, Monthly Labour Review, Vol. 102, No. 8, Aug. 1979, pp. 3~7.

(社会保障研究所 平石長久)

編集後記

本号が現われる頃、きびしい残暑も漸く終り、朝夕は涼しくなっているだろう。その頃、かつてのシルクロードに近いタシケント(ソ連)の国際会議に参加しているか、あるいは、ヨーロッパの何処かを一人で気ままにふらついていることであろう。生来の放浪癖から、北欧で紅葉ならぬ素晴らしい黄葉をながめているかも知れない。外国では、帰国の日が近づくと、いつも帰るのが嫌になり、帰国しないで、そのまま姿を消し、放浪の生活を続けたくなる。今度の旅も同様であろう。ヨーロッパの何処かで姿を消してしまえば、本号を見ることもないし、次号からの編集に悩まされることもなくなるだろう。今回の旅では、本当に姿を消してやろうかとひそかに考えている。(平石)

海外社会保障情報 No. 47

昭和 54 年 9 月 25 日発行

編集兼発行人 社会保障研究所

☎ 100 東京都千代田区霞が関 3-3-4

電話 03(580)2511

製作所 和光企画出版株式会社 03(564)0338